

丹沢スカイクラブ・クロスカントリーフライト規定

(目的)

第1条 本規定は、丹沢スカイクラブ会則及びフライト規定に基づき、会員が安全に、また地域住民に迷惑をかけることなく、ハンググライダー、及びパラグライダーでクロスカントリーフライトすることを目的とする。

(クロスカントリーフライトの定義)

第2条 クロスカントリーフライトとは、テイクオフ地点から10Kmを超えた地点にランディングするフライトを云う。テイクオフ地点から10Kmを超えてフライトしても、10Km以内に帰り、ランディングした場合はクロスカントリーフライトとはならない。

(フライト禁止空域)

第3条 次の空域はフライトしてはならない。

1. 法律でフライトを禁止されている空域。
2. 本クラブでフライトを禁止している空域。

(クロスカントリーフライトの許可)

第4条 次の条件をすべて満たさない者はクロスカントリーフライトを行ってはならない。

1. クロスカントリー証を所有していること。
2. 「エリア丹沢」で1年以上のフライト経験があること。
または、以下の条件をすべて満たしていること。
 - (1) 鍋割山に行きメインランディング場にランディングした経験が5フライト以上あること。
 - (2) 大山に行きメインランディング場にランディングした経験が5フライト以上あること。
 - (3) メインランディング場へ安全に10回以上ランディングしていること。
3. フライト中の位置、及びランディング地点を明確に連絡できること。
4. 全てのサブランディング場、及び緊急ランディング場を現地において確認していること。

(フライト計画)

第5条 フライト計画はあらかじめクロスカントリーフライト計画書に記入し、役員会に提出しておくこと。

(フライト中、及びランディング後の連絡)

第6条 フライト中は30分毎に無線機で現在位置を連絡すること。

第7条 ランディング前後は必ず連絡すること。

(回収)

第8条 回収者の予定がある場合はクロスカントリー飛行計画書に記入すること。自己回収の予定でもそのむねクロスカントリー飛行計画書に記入すること。

(改廃)

第9条 本規定の改廃は役員会にて決定し、決定後速やかに会員に周知徹底する。

(付則)

第10条 本規定は2000年7月1日より実施する。

第11条 2017年5月21日、「規程」をすべて「規定」に変更する。